

令和8年度とっとり事業承継塾推進事業実施業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度とっとり事業承継塾推進事業実施業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の目的

これからの地域経済を担う中小企業・小規模事業者の後継者を育成するとともに、それを応援する現経営者の意識変革を促すことを通じて、県内中小企業等の事業承継の推進、後継者による革新的なアイデアや取組の創出等を図り、もって、地域経済の持続的な発展に繋げていくことを目的とする。

3 本業務の内容

(1) 後継者向け連続講座の実施

中小企業・小規模事業者の後継者を育成するための連続講座を以下のとおり実施する。

ア 連続講座の概要

- (ア) 実施回数 全3回以上（90分以上/回）とすること
- (イ) 開催場所 鳥取県内又はオンラインとすること（ただし、初回は鳥取県内とすること）
- (ウ) 定員 最大10名とすること（支援機関等の参加者を除く。）
- (エ) 内容 ①事業承継に必要な知識や心構え、地域のなかで事業を運営していくことの意義や責任（覚悟）について理解を深めるものであること。
②承継後の企業変革の手法、マインドセット、関係者への伝え方（プレゼンテーション等）について理解を深めるものであること。

イ その他

参加者の講座終了後の実践に繋げるため、全国各地の中小企業・小規模事業者の後継予定者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベント「アトツギ甲子園」（中小企業庁主催）への参加を促すこと。

また、参加者の中でアトツギ甲子園への応募を希望する者がいる場合、アトツギ甲子園応募に向けた助言・フォローアップを行うこと。

(2) 現経営者向けの事業承継セミナーの開催

現経営者に対し、中小企業・小規模事業者の後継者を育成する重要性や可能性を伝え、早期の候補者育成や支援環境づくりを促すセミナーを以下のとおり開催すること。

ア 開催概要

- (ア) 開催時期 令和8年秋頃とし、全2回開催すること
- (イ) 開催場所 鳥取市内及び米子市内とすること
- (ウ) 定員は50名以上とすること
- (エ) 事業承継は「守り」でなく「攻め」であることを認識し、早期の前向きなバトンタッチを見据え、事例を紹介しながら、事業承継の準備を考えるきっかけづくりになるようなものであること。

イ 登壇者について

- (ア) 登壇者は、集客力のある人物を選定し、セミナー各回2名以上（ファシリテーターを含む。）とすること。詳細については、発注者と調整のうえ決定すること
- (イ) 登壇者の謝金（旅費を含む。）については、各回1名につき10万円以内を目安とし、やむを得ずそれ以上となる場合でも、委託料の範囲内で調整し支払うこと。

(3) 支援者向け勉強会及び支援力向上講座の開催

商工団体や金融機関等の支援者向けに、事業承継支援に必要となる対話スキル、事業承継に関する知識等を学んでもらうことを通じて、事業承継関連資格の取得を促すとともに、地域の事業承継支援力の向上を図るため以下のとおり開催すること。

ア 勉強会開催概要

- (ア) 実施回数 令和8年秋頃とし、全1回以上とすること。
- (イ) 開催場所 鳥取県内またはオンラインとすること。
- (ウ) 定員 商工団体や金融機関等の社員 50名程度

- (エ) 内容 全国の事業承継事例及び支援者がどのように関わり事業承継を成功させたかを学ぶことのできるものであること。
 - (オ) その他 本事業における他セミナー、講座等と同時開催しても良いものとする。
- イ 支援力向上講座開催概要
- (ア) 実施回数 全3回以上とすること
 - (イ) 開催場所 鳥取県内とすること
 - (ウ) 定員 「とっとり今から備える事業承継コンソーシアム」参画団体の社員等30名程度
 - (エ) 内容 事業承継事例や家業の磨き上げ、現経営者との対話等の支援スキル等について学ぶことのできるものであること。
 - (オ) その他 講師の選定については、発注者と協議して決定すること。

4 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

5 成果物の提出

(1) 成果物の内容

- ア 後継者向け連続講座の実施実績がわかるもの
- イ 現経営者向けの事業承継セミナーの開催実績がわかるもの
- ウ 支援者向け勉強会及び支援力向上講座の開催実績がわかるもの

(2) 提出場所

鳥取県商工労働部企業支援課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）

6 完了報告書の提出

(1) 完了報告書

様式第1号による。

(2) 報告期限

業務完了後10日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日まで

(3) 提出場所

鳥取県商工労働部企業支援課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）

7 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務実施に当たっては、円滑かつ効率的に進めるため発注者と密接な関係を保ちつつ作業を推進すること。また、作業の内容に疑義が生じた時は、発注者はその都度、状況の報告を求められることのできるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料についてこの契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受注者は、本業務を行うため発注者から提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。

委託業務完了報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

令和8年 月 日付で委託契約を締結した業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

委託業務の名称	
委託料	円
業務実施内容	
着手年月日	
完了年月日	